

日吉津村創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日吉津村創業支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、日吉津村補助金等交付規則（昭和42年日吉津村規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、日吉津村内において新たに創業する者（以下「新規創業者」という。ただし、日吉津村内において既に事業を営んでいる事業者において、事業継承した者が業種転換や新事業・新分野に進出する場合は除く。）に対し、予算の範囲内において交付することにより、地域経済の活性化、雇用の創出及び移住定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者。
- (2) 事務所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等をいう。
- (3) 設備等 事業の用に供する機械、装置、機器又は器具をいう。
- (4) 創業 新しく事業を起こすことをいう。
- (5) 創業の日 個人事業者の場合には開業の日、法人の場合には会社設立の日をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる新規創業者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 日吉津村内に事務所等を有する中小企業者であること
- (2) 継続発展する見込みのある事業を起業し、米子日吉津商工会の会員となる者
- (3) 鳥取県西部創業サポートセンターが策定した創業支援事業計画に位置付けられた特定創業支援事業の支援を受けた者
- (4) 納期の到来した村税等を滞納していない者
- (5) 許認可等を必要とする業種の創業にあつては、既に当該許認可等を受けている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除申請のある者でないこと
- (7) 過去に本補助金の交付を受けていないこと
- (8) 補助対象者の営もうとする事業が別表のいずれにも該当しないこと

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、創業に係る次に該当する経

費（本補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に完了する事業に係る経費に限る。）とし、その合計額が 20 万円以上となるものを対象とする。

- (1) 事務所等の開設に係る経費
- (2) 設備等の購入費
- (3) 創業に伴う広告宣伝費
- (4) その他事業開始に係る経費

2 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の額）

第 6 条 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、50 万円を限度額とする。

2 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助申請及び交付決定）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、日吉津村創業支援補助金交付申請書（様式第 1 号。

以下「申請書」という。）に次の書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第 1 号）
- (2) 補助対象経費一覧表（別記様式第 2 号）、見積書等の根拠資料
- (3) 個人にあつては開業届出書、法人にあつては法人設立届出書の写し、定款及び履歴事項全部証明書の写し（但し、開業前の場合は、完了報告書に添付すること。）
- (4) 許認可等が必要な場合には、必要な許認可を受けたことを証する書類の写し
- (5) その他村長が必要と認める書類

2 補助対象者が既に創業している場合、前項の規定による申請は、創業の日から起算して 6 か月以内に行わなければならない。

3 申請者は、第 1 項の規定による申請にあつては、事前に米子日吉津商工会の指導・助言を受けるものとする。ただし、前項に該当する場合は、この限りでない。

4 村長は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、日吉津村創業支援補助金交付決定通知書（様式第 2 号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

5 前項の場合において、前年度分までにおける申請者の世帯に係る日吉津村税条例（昭和 43 年日吉津村条例第 18 号）第 3 条第 1 項各号に規定する村税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料等の滞納がある場合、補助金の交付を決定しないものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業内容の変更又は当該事業の取り止めが生じた場合は、日吉津村創業支援補助金変更承認申請書（様式第 3 号）に変更内容がわかる書類を添えて村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請内容を審査した結果、変更を承認したときは、日吉津村創業支援補助金変更承認通知書（様式第 4 号）により、その旨を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに日吉津村創業支援補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払が確認できる書類(領収書等)
- (2) 補助対象経費の成果を証する書類、写真等
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び支払)

第10条 村長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、日吉津村創業支援補助金額確定通知書(様式第6号)により速やかに通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金額の確定により、補助金の支払を受けようとする場合は、日吉津村創業支援補助金請求書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第11条 村長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反した場合
- (2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- (3) 補助事業完了後5年未満で事業を中止する場合
- (4) 補助事業完了後5年未満で事務所等を村外へ移転する場合
- (5) 前各号に規定するもののほか、この要綱に違反した場合

(補助金の返還)

第12条 補助事業者は、村長が前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、村長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了した日から5年間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等の処分をしてはならない。ただし、村長が特に認めた場合は、この限りでない。

(帳簿類の管理等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助金の交付に係る事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 補助事業者は、事業完了後5年間は、税務署に提出した確定申告用紙等の写しを村長へ提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用を増加した財産について、補助事業

の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間又は、その耐用年数を経過するまでの間、台帳を備え、これに関する書類とともに保管しなければならない。

(実施状況の確認)

第15条 村長は、必要と認めるときは、事業の成果等について補助事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第4条関係）

- (1) 農業
- (2) 金融業及び保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く）
- (3) 娯楽業のうち風俗関連営業
- (4) 競輪、競馬等の競争場又は競技団
- (5) パチンコホール
- (6) ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場
- (7) 場外馬券売場及び場外車券売場
- (8) 競輪競馬等予想業
- (9) 芸ぎ業・芸ぎ斡旋業
- (10) 集金業及び取立て業（公共料金又はこれに準ずるものに関するものを除く）
- (11) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を行うもの
- (12) 易断所及び観相業
- (13) 相場案内業
- (14) 宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体
- (15) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの
- (16) その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業

様式第 1 号 (第 7 条関係)

日吉津村創業支援補助金交付申請書

令和 年 月 日

日吉津村長 様

申請者

住 所

事業所名

氏 名

印

年度において日吉津村創業支援事業を実施したいので、日吉津村創業支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、本補助金の交付決定審査のため、納税等状況を調査されることについて同意します。

記

補助事業等の名称	日吉津村創業支援補助金
補助対象経費 (算定基準額)	円 (20 万円以上 100 万円以内)
交付申請額 (算定基準額の 1/2)	円 (千円未満切り捨て)
添付書類	1 事業計画書 (別記様式第 1 号) 2 補助対象経費一覧表 (別記様式第 2 号)、見積書等の根拠書類 3 個人の場合は開業届出書、法人の場合は法人設立届出書の写し、 定款及び履歴事項全部証明書の写し等 4 特定創業支援事業の支援を受けたことを証する書類 5 必要な許認可を受けたことを証する書類の写し 6 申請者 (法人の場合にあっては代表者) 本人の住所が確認できる 書類 7 その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

日吉津村創業支援補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

日吉津村長 ⑩

年 月 日付で申請のあつた日吉津村創業支援補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、日吉津村創業支援補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

記

- 算定基準額 円
- 交付決定額 円
- 補助条件等
 - 補助事業者は、令和 年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。
 - 承認事項等
 - 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。
 - 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を村長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 遂行状況報告
補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し村長から要求があつたときには、直ちに村長に報告しなければならない。
- 実績報告
補助事業者は、補助事業完了後30日以内に、村長に実績報告書を提出しなければならない。

様式第3号（第8条関係）

日吉津村創業支援補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

日吉津村長 様

申請者

住 所

事業所名

氏 名

Ⓜ

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助事業の内容を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、日吉津村創業支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、承認を申請します。

記

変更（中止・廃止）の理由		
変更の内容	変 更 前	変 更 後
事業計画		
補助対象経費 (算定基準額)	円	円
交付申請額 (交付決定額)	円	円
添付書類	1 交付決定通知書の写し 2 変更後の補助対象経費一覧表（別記様式第2号） 3 変更に係る見積書等の根拠資料	

様式第4号（第8条関係）

令和 年 月 日
第 号

様

日吉津村長

印

日吉津村創業支援補助金変更承認通知書

年 月 日付の変更承認申請について、下記のとおり承認しますので、日吉津村創業支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

変更（中止・廃止）の理由		
変更の内容	変 更 前	変 更 後
事業計画		
算定基準額 （補助対象経費）	円	円
交付決定額 （交付申請額）	円	円

様式第5号（第9条関係）

日吉津村創業支援補助金実績報告書

令和 年 月 日

日吉津村長 様

申請者

住 所

事業所名

氏 名

印

年 月 日付 第 号による交付決定（及び 年 月 日付
第 号による変更承認）に係る日吉津村創業支援補助金について、日吉津村創業支援補
助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助金等の名称	日吉津村創業支援補助金	
	算 定 基 準 額	交 付 決 定 額
交 付 決 定	円	円
実 績	円	円
差 引	円	円
添 付 書 類	1 補助対象経費の支払が確認できる書類（領収書等） 2 補助対象経費の成果を証する書類、写真等 3 その他村長が必要と認める書類	

様式第6号（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

日吉津村長 ⑩

日吉津村創業支援補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号による交付決定（及び 年 月 日付
第 号による変更承認）に係る日吉津村創業支援補助金について、 年 月
日付の実績報告に基づき、 円に確定したので、日吉津村創業支援補助金交
付要綱第10条第1項の規定により通知します。

なお、確定額については、精算払しますので、同条第2項の規定に基づく請求書を 年
月 日までに提出してください。

様式第7号（第10条関係）

日吉津村創業支援事業補助金請求書

令和 年 月 日

日吉津村長 様

申請者

住 所

事業所名

氏 名

Ⓜ

年 月 日付 第 号で額確定通知のあった日吉津村創業支援補助金について、日吉津村創業支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	
預金区分	
口座番号	
(ふりがな) 口座名義	

3 添付書類

補助金額確定通知書の写し

別記様式第1号（第7条関係）

事業計画書

1 事業所の概要等

名 称			
所 在 地	日吉津村大字		
代 表 者 氏 名		代表者の 生年月日	年 月 日
開業・法人設立日 (予 定 日)	年 月 日		
資本金（出資金）	円		
雇 用 等 予 定 人 数	合計	人	内 訳 役員（法人の場合のみ） 人 従業員 人 パート・アルバイト 人
業 種			
事業に要する許認可 ・ 免 許 等	許認可・免許等名称： 取得（見込み）時期： 年 月		
営 業 時 間 等	営業時間： 時 分 ～ 時 分 定休日：		
日吉津村内で 創業する動機			

事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 公序良俗等に反し行う事業でない <input type="checkbox"/> 反社会勢力との関係により行う事業でない
事業の概要	<input type="checkbox"/> 提供する商品・サービス等 <input type="checkbox"/> 主な対象となる顧客層及び商圈エリア <input type="checkbox"/> 販売等の促進・広報活動の方法 <input type="checkbox"/> その他

2 必要資金と資金計画

必要資金	金額（消費税込）（千円）	調達の方法	金額（千円）
初期費用		本補助金	
		自己資金	
		借入金 （借入先）	（ ）

別記様式第2号（第7条関係）

補助対象経費一覧表

区分	内容	補助対象経費 (消費税込) (円)	備考
事務所等の開設に係る経費			
	小 計		
設備等の購入費			
	小 計		
創業に伴う広告宣伝費			
	小 計		
その他事業開始に係る経費			
	小 計		
合 計			